

補助書類

2011/4/1

【現住所証明書】 健康保険証等の住所記載がない本人確認書類の補助書類  
 【現住所相違有】 本人確認書類に記載された住所と現住所が異なる場合の補助書類

名称(種類)		確認書類 受付可否		条件等	
		【現住所証明書】	【現住所相違有】	【現住所証明書】	【現住所相違有】
公共料金領収証・請求書		○	○	現住所が記載された発効日から3ヶ月以内のもの (電気・ガス・水道・電話)	現住所が記載された発効日から3ヶ月以内のもの (電気・ガス・水道・電話) <領収証に限る>
住民票		○	○	発効日から3ヶ月以内のもの	発行日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの
各種料金の 領収証／請求書	電話料金 (移動体)	○	×	原則本人宛のものに限るが、 家族宛(苗字と住所が同一のものに限る)の場合は、 本人確認書類にて家族・同居が確認できれば受付可	総務省令にて不可のため
	電話料金 (新電電)		×	苗字が同一且つ現住所が記載されたもの	総務省令にて一部サービスが不可のため
	電話料金 (NTT)		○		NTT東西は可、NTTコムは不可 <領収証に限る>
	NHK放送 受信料		○		<領収証に限る>
	CS・BS・CATV 放送受信料		×		総務省令にて不可のため
公共料金の検針票	電気	○	×	・苗字が同一且つ現住所が記載されたもの ・住所が記載されていることが条件 ・マンション名しか記載されていない場合は、 本人確認書類にマンション名を含む住所の記載があれば受付可	領収証でないため
	ガス				
	水道				
印鑑証明書		○	○	氏名・生年月日・住所の3点を確認	氏名・生年月日・住所の3点を確認
賃貸契約書		○	×	入居日から1ヶ月以内のものに限る	公的機関より発行されたものではないため
行政機関発行の 領収証／請求書等	市民税	○	○	苗字と住所が同一のものに限り、受付可	<領収証に限る> 発行日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの
	固定資産税				
	自動車税				
	国民健康保険料 国民年金保険料				
選挙通知書(投票の案内)		○	○	本人宛のものに限る	発行日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの
戸籍の附票		○	○	-	発行日より3ヶ月以内で、現住所が記載されているもの
介護保険料納入通知書		○	×	-	総務省令にて不可のため
督促状の類のもの		○	×	公共料金・各種料金の領収証・請求書の条件に準ずる	領収証でないため
学生証		○	×	・現住所証明必須とした場合、健康保険証の補助書類として受付可能 ・期限内(発行日でも可)で氏名・生年月日の記載のあるもの	・現住所証明必須とした場合、健康保険証の補助書類として受付可能 ・期限内(発行日でも可)で氏名・生年月日の記載のあるもの